

公益社団法人日本セラミックス協会  
国際交流奨励賞規程

2020年2月27日改訂理事会承認

(総則)

第 1 条 本規程は、若手研究員の国際交流を奨励する目的で寄せられた寄付金（以下、冠賞資金という）を基にして、寄付者の意向及び理事会の承認を得て創設された国際交流奨励賞について定める。

(賞の名称及び分野の指定)

第 2 条 100万円以上の寄付を行ったものは、寄付者自身又は寄付者希望の名前を賞に冠することができる。（以下、個人冠賞という）  
2 寄付者の希望及び理事会の承認により、研究分野の範囲を指定することができる。

(表彰の計画)

第 3 条 運営委員会は、理事会で冠賞の創設が承認された年度に、その表彰の計画を立案する。

(寄付金の管理)

第 4 条 寄付金（以下、冠賞資金という）の管理は、運営委員会が寄付者個人ごとに管理し、その収支は、協会決算時に理事会に報告し承認を得なければならない。  
2 一つの冠賞は、その冠賞資金を使い切った時点で終了する。

(賞の内容)

第 5 条 受賞者には賞状及び副賞として賞金を授与する。

(冠賞の種類、内容及び細目)

第 6 条 冠賞の種類、内容及び細目は別表. 1 に示す。

(選考)

第 7 条 受賞者の選考は、下記のように行う。

① 倉田賞、井関賞

運営委員会内に別途設置した国際交流奨励賞選考委員会（委員長：運営委員長）で選考を行う。運営委員長は選考結果を理事会に諮り、理事会の承認を得て受賞者を決定する。

② 倉田学生賞

国際交流奨励賞選考委員会からの選考依頼に基づき、ガラス部会内に設置された倉田学生賞選考委員会が選考を行い、選考結果を国際交流奨励賞選考委員会に答申する。国際交流奨励賞選考委員会における選考過程等を確認の上、運営委員長は選考結果を理事会に諮り、理事会の承認を得て受賞者を決定する。

(規程の改廃)

第 8 条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

2009年9月25日全面改訂理事会承認

2013年11月28日別表「個人冠賞副賞の使途」改訂理事会承認

2017年11月28日 前回改訂時の注記削除

2018年11月29日 「倉田学生賞」新設のため別表1を改訂  
2020年2月27日 第7条改訂